

地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック 別添資料1 個人情報を含むデータ利活用検討のためのワークシート

本資料は、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」の付録(別添)です。

1. 目的

個人情報を含むデータ活用を検討する際に、最低限、確認すべき事項を整理するためのワークシートを作成しました。

このワークシートの必要項目を埋めながら、データ保有部署、個人情報所管部署、情報システム所管部署などと協議をすることで、共通の観点での議論・検討がしやすくなり、調整が円滑に進むことが期待できます。

2. 使い方

(1) 目的

最初に、データを活用する目的を明らかにします。記入する項目は以下のとおりです。

個人情報を活用したい部署: データを活用したい部署名を記入します。

活用の目的・具体的方法: データを何に、どのように使うのか、できるだけ具体的に記入します。必要に応じて図などをつけるとよりわかりやすくなります。

「統計目的」か「統計目的以外」か: データの活用が、統計処理した上での分析などが目的かどうかを明らかにします。

「利用」か「提供」か: 内部利用か、第三者への提供かを明らかにします。

(2) 活用したい個人情報の明確化

次に、活用したい個人情報を明らかにします。記入・検討する項目は以下のとおりです。

活用したい個人情報: 活用したい個人情報を記入します。

個人情報保有部署: その個人情報を保有する部署を記入します。

個人情報取扱事務名: その個人情報の取扱事務名を記入します。

当該事務に記載されている目的: 取扱事務に記載されている目的を記入します。

今回の活用は目的の範囲内か: 個人情報保有課等と協議して、今回の活用が取扱事務の目的の範囲内かどうかを判断します。

その理由: 判断した際の理由を記録しておきます。

活用にあたっての条件: 活用にあたっての条件があれば記入します。

(3) 個人情報保護条例の目的外利用

活用したい個人情報が、個人情報取扱事務の目的の「範囲外」だった場合、個人情報保護条例の目的外利用が可能かどうかを検討します。記入・検討する項目は以下のとおりです。

個人情報保護条例の目的外利用・提供：個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条文を記入します。

今回の活用が目的外として認められるか判断：個人情報保護所管部署等と協議して、目的外利用が可能かどうかを判断します。

その理由：判断した際の理由を記録しておきます。

活用にあたっての条件：活用にあたっての条件があれば記入します。

(4) その他関連法令等の確認

個人情報保護条例以外で、利用に関する法令等がないか確認しておきます。ある場合は、以下の項目を記入します。(2)の個人情報の明確化の段階で、一緒に行います。

関連法等による利用制限の有無：個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条文を記入します。ある場合、所管部署 関連法の所管部署を記入します。

活用可否の判断：関連法の所管部署等と協議して、データの活用が可能かどうかを判断します。

その理由：判断した際の理由を記録しておきます。

活用にあたっての条件：活用にあたっての条件があれば記入します。

(5) データ活用に必要な手続の明確化

データ活用に必要な庁内手続を明らかにしておきます。主な手続としては、個人情報活用関係と、情報システム関係などが挙げられます。

個人情報活用関係の庁内手続：個人情報活用関係の庁内ルールや必要な手続を明らかにしておきます。

情報システム関係の庁内手続：情報システム関係の手続についても明らかにしておきます。

3. 活用例**(1) 実証で活用した主な個人情報に関してワークシートを活用した場合**

- ・ 千葉市実証ユースケース①
- ・ 千葉市実証ユースケース②
- ・ 千葉市実証ユースケース③
- ・ 姫路市実証ユースケース

(2) 他の実証団体で同様の検討を行うことを想定した場合

- ・ 千葉市実証ユースケース①(姫路市の場合)
- ・ 千葉市実証ユースケース②(姫路市の場合)
- ・ 千葉市実証ユースケース③(姫路市の場合)
- ・ 姫路市実証ユースケース(千葉市の場合)

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	
	「統計目的」か「統計目的以外」か	
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	

項目		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報						
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署					
	個人情報取扱事務名					
	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①	①	①	①	①
		②	②	②	②	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
今回の活用は目的の範囲内か判断						
その理由						
活用にあたっての条件						
4. 個人情報保護所管部署との協議	個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○)					
	個人情報保護条例の目的外利用・提供に関する条項					
	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
	⑧					
今回の活用が目的外として認められるか判断						
その理由						
活用にあたっての条件						

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)					
	所管部署					
	活用可否の判断					
	その理由					
	活用にあたっての条件					
6. 個人情報活用関係の庁内手続	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。					
7. 情報システム関係の庁内手続	情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。					

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	こども未来部こども家庭支援課
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供 ひとり親家庭に、制度の紹介と、助成受給を受ける際の手続き情報をプッシュ情報で提供する
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的以外
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	利用及び提供

項目	個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤	
2. 活用したい個人情報	ひとり親世帯に該当する者の候補					
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	市民自治推進部政推進課				
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務の総括				
	当該事務に記載されている目的(右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。	①	①	①	①
		②	②	②	②	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
今回の活用は目的の範囲内か判断	範囲外					
その理由						
活用にあたっての条件						

個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○)					
(個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。					
4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。	○			
	②法令等に定めがあるとき。				
	③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。				
	④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。				
	⑤国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。				
	⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき				
	⑦				
	⑧				
	今回の活用が目的外として認められるか判断	認められる			
	その理由	本人への提供			
活用にあたっての条件	本人確認及び規約への同意をとる				

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし			
	所管部署				
	活用可否の判断				
	その理由				
	活用にあたっての条件				
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知			
7. 情報システム関係の庁内手続き	情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。	特になし			

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	こども未来部幼保運営課
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供 居住地の近くの保育園の空き状況について、月次等の更新情報を提供する
	「統計目的」か「統計目的以外」か 「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	統計目的以外 利用及び提供

項目		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報		住所	子どもの生年月日			
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	市民自治推進部政推進課	市民自治推進部政推進課			
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務の総括	住民基本台帳事務の総括			
	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。	①	①	①
		②	②	②	②	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
⑤		⑤	⑤	⑤	⑤	
今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由	範囲外	範囲外				
活用にあたっての条件						

個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○)						
(個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。						
4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。	○	○			
	②法令等に定めがあるとき。					
	③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。					
	④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。					
	⑤国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。					
	⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき					
	⑦					
	⑧					
	今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由	認められる 本人への提供	認められる 本人への提供			
	活用にあたっての条件	本人確認及び規約への同意をとる	本人確認及び規約への同意をとる			

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし	なし			
	所管部署					
	活用可否の判断 その理由					
	活用にあたっての条件					
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知			
7. 情報システム関係の庁内手続き	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。	特になし	特になし			

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	こども未来部幼保運営課
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	税情報を活用した保育料の見込額通知 次年度以降の保育園の保育料見込み額を提供する(申請後対象)
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的以外
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	利用及び提供

項目	個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤	
2. 活用したい個人情報	保育所入所申請者	世帯構成(世帯員情報)	世帯員の個人市民税所得割額			
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	こども未来部幼保運営課	市民自治推進部区政推進課	税務部課税管理課		
	個人情報取扱事務名	子ども・子育て支援新制度	住民基本台帳事務の総括	個人市民税に関する賦課事務		
	当該事務に記載されている目的(右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①保育所等の入所を希望する児童について支給認定手続きや施設の利用に係る斡旋・要請・調整を行う ② ③ ④ ⑤	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。 ② ③ ④ ⑤	①地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定 ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
	今回の活用は目的の範囲内か判断	範囲内	範囲外	範囲外		
	その理由					
	活用にあたっての条件					

個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○)					
(個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。					
4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。		○	○	
	②法令等に定めがあるとき。				
	③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。				
	④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であつて、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。				
	⑤国等に提供する場合であつて、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。				
	⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき				
	⑦				
	⑧				
今回の活用が目的外として認められるか判断		認められる	認められる		
その理由		本人への提供に該当	本人への提供に該当		
活用にあたっての条件		本人確認及び規約への同意をとる	本人確認及び規約への同意をとる		

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし	なし	税務証明等事務取扱要領(S49自治省税務局長通知)	
	所管部署			税務部課税管理課	
	活用可否の判断			可能	
	その理由			申請時にすでに同意を取っている(追加の本人同意は不要)	
	活用にあたっての条件			書面にて本人同意を取ること	
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則つて。	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	
7. 情報システム関係の庁内手続き	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。	特になし	特になし	税務証明等事務取扱要領(S49自治省税務局長通知)	

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	こども政策課
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	こども、子育て政策の立案・統計
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	利用

項目		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報		子どもの生年月日	住所	保育所情報(所在地、定員等)	認定区分	個人住民税
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	住民窓口センター	住民窓口センター	こども保育課	こども保育課	市民税課
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務	住民基本台帳事務	①利用者負担額決定事務 ②支給認定事務	①利用者負担額決定事務 ②支給認定事務	個人住民税の賦課及び調査に関する業務
	当該事務に記載されている目的(右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①住民基本台帳の整備及び住民の居住関係の公証	①住民基本台帳の整備及び住民の居住関係の公証	①保育所入所児童の保育料の決定	①保育所入所児童の保育料の決定	①個人住民税賦課資料による住民税の課税及び課税内容の管理
		②	②	②保育所入所児童の各保育所への通知	②保育所入所児童の各保育所への通知	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
今回の活用は目的の範囲内か判断	範囲内	範囲内	範囲外	範囲外	範囲外	
その理由						
活用にあたっての条件						
4. 個人情報保護所管部署との協議	個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○)					
	(利用又は提供の制限) 第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。					
	①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。					
	②法令の定めがあるとき。					
	③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。					
	④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。			○	○	
	⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。					
	⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。					○
	⑦					
	⑧					
今回の活用が目的外として認められるか判断						
その理由						
活用にあたっての条件						

(以下は必要に応じて)

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし	なし	なし	なし	あり
	所管部署					
	活用可否の判断					
	その理由					
活用にあたっての条件						
6. 個人情報活用関係の庁内手続	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。					
7. 情報システム関係の庁内手続	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。					

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	-
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供 ひとり親家庭に、制度の紹介と、助成受給を受ける際の手続き情報をプッシュ情報で提供する
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的以外
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	利用及び提供

項目	個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤	
2. 活用したい個人情報	ひとり親世帯に該当する者の候補					
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	-				
	個人情報取扱事務名	児童扶養手当事務				
	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①児童扶養手当の受給資格認定及び手当の支給	①	①	①	①
		②	②	②	②	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
今回の活用は目的の範囲内か判断 その理由	範囲外					
活用にあたっての条件						
4. 個人情報保護所管部署との協議	個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○) (利用又は提供の制限) 第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。					
	①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	○				
	②法令の定めがあるとき。					
	③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。					
	④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。					
	⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。					
	⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。					
	⑦					
	⑧					
	今回の活用が目的外として認められるか判断 その理由	認められる 本人への提供				
活用にあたっての条件	本人確認及び規約への同意をとる					

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし			
	所管部署				
	活用可否の判断 その理由				
	活用にあたっての条件				
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。				
7. 情報システム関係の庁内手続き	情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。				

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	-
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供 居住地の近くの保育園の空き状況について、月次等の更新情報を提供する
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的以外
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	利用及び提供

項目		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報		住所	子どもの生年月日			
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	-	-			
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務	住民基本台帳事務			
	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①住民の居住関係を登録し、公証する。	①住民の居住関係を登録し、公証する。	①	①	①
		②	②	②	②	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
今回の活用は目的の範囲内か判断	範囲内	範囲内				
その理由						
活用にあたっての条件						

個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○) (利用又は提供の制限)						
第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。						
4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。					
	②法令の定めがあるとき。					
	③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。					
	④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。					
	⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。					
	⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。					
	⑦					
	⑧					
	今回の活用が目的外として認められるか判断					
	その理由					
活用にあたっての条件						

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし	なし			
	所管部署					
	活用可否の判断					
	その理由					
	活用にあたっての条件					

6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。					
-------------------	-------------------------	--	--	--	--	--

7. 情報システム関係の庁内手続き	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。					
-------------------	------------------------------------	--	--	--	--	--

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容
1. 目的	個人情報を活用したい部署	-
	活用の目的・具体的方法(必要に応じて図などを別添)	税情報を活用した保育料の見込額通知 次年度以降の保育園の保育料見込み額を提供する(申請後対象)
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的以外
	「利用」か「提供」か(以下「活用」と総称)	利用及び提供

項目		個人情報①	個人情報②	個人情報③	個人情報④	個人情報⑤
2. 活用したい個人情報		保育所入所申請者	世帯構成(世帯員情報)	世帯員の個人市民税所得割額		
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	-	-	-		
	個人情報取扱事務名	支給認定事務	住民基本台帳事務	個人市民税の賦課及び調査に関する事務		
	当該事務に記載されている目的 (右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入)	①保育所入所児童の各保育所への通知	①住民の居住関係を登録し、公証する。	①個人住民税賦課資料による住民税の課税及び課税内容の管理	①	①
		②	②	②	②	②
		③	③	③	③	③
		④	④	④	④	④
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	今回の活用は目的の範囲内か判断	範囲外	範囲内	範囲外		
その理由						
活用にあたっての条件						
個人情報保護条例の目的外活用の条項(下記の各号のうち、該当または検討するものに○)						
(利用又は提供の制限) 第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。) をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。) をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。						
4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	○		○		
	②法令の定めがあるとき。					
	③個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。					
	④実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。					
	⑤国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。					
	⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。					
	⑦					
	⑧					
	今回の活用が目的外として認められるか判断	認められる		認められる		
	その理由	本人への提供に該当		本人への提供に該当		
活用にあたっての条件	本人確認及び規約への同意をとる		本人確認及び規約への同意をとる			

5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。(例: 地方税法など)	なし	なし	地方税法等		
	所管部署			-		
	活用可否の判断			可能		
	その理由			申請時にすでに同意を取っている(追加の本人同意は不要)		
	活用にあたっての条件			書面にて本人同意を取ること		
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。					
7. 情報システム関係の庁内手続き	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。					

個人情報を含むデータ活用検討のためのワークシート

項目		内容				
1. 目的	個人情報を活用したい部署	幼保支援課				
	活用の目的・具体的方法（必要に応じて図などを別添）	保育所の適正配置に向けたデータ作成、分析				
	「統計目的」か「統計目的以外」か	統計目的				
	「利用」か「提供」か（以下「活用」と総称）	利用				
2. 活用したい個人情報		子どもの生年月日	住所	保育所毎の園児のリストと人数	認定区分に応じた園児のリストと人数	地区別の市民の所得情報
3. 個人情報保有部署との協議	個人情報保有部署	市民自治推進部政推進課	市民自治推進部政推進課	子ども未来部幼保運営課	子ども未来部幼保運営課	税務部課税管理課
	個人情報取扱事務名	住民基本台帳事務の総括	住民基本台帳事務の総括	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援新制度	個人市民税に関する賦課事務
	当該事務に記載されている目的（右の欄に各個人情報取扱事務記載の目的を記入）	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。	①住民基本台帳法の正確な記録を確保するため届出等の異動データをリスト化する。	①保育所等の入所を希望する児童について支給認定手続きや施設の利用に係る斡旋・要請・調整等を行う	①保育所等の入所を希望する児童について支給認定手続きや施設の利用に係る斡旋・要請・調整等を行う	①地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定
	②	②	②	②	②	
	③	③	③	③	③	
	④	④	④	④	④	
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
今回の活用は目的の範囲内か判断	範囲外	範囲外	範囲外	範囲外	範囲外	
その理由						
活用にあたっての条件						
個人情報保護条例の目的外活用の条項（下記の各号のうち、該当または検討するものに○）						
（個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。						
4. 個人情報保護所管部署との協議	①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。					
	②法令等に定めがあるとき。					
	③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。					
	④当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。	○	○	○	○	○
	⑤国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。					
	⑥前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。					（姫路市は○）
	⑦					
	⑧					
	今回の活用が目的外として認められるか判断	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	その理由	所管部署の政策検討に必要な統計的情報を取得するため	所管部署の政策検討に必要な統計的情報を取得するため	所管部署の政策検討に必要な統計的情報を取得するため	所管部署の政策検討に必要な統計的情報を取得するため	所管部署の政策検討に必要な統計的情報を取得するため
活用にあたっての条件	統計的処理を行い、匿名情報とすること	統計的処理を行い、匿名情報とすること	統計的処理を行い、匿名情報とすること	統計的処理を行い、匿名情報とすること	統計的処理を行い、匿名情報とすること	
（以下は必要に応じて）						
5. その他関連法令等の確認	個人情報保護条例以外に関連法令等による利用制限はないか。（例：地方税法など）	なし	なし	なし	なし	税務証明等事務取扱要領
	所管部署					税務部課税管理課
	活用可否の判断					可能
	その理由					守秘義務解除の条項「（2）地方税に関する調査に係る事務に関して知り得た事項でない」に該当する
活用にあたっての条件					職員の守秘義務に留意する	
6. 個人情報活用関係の庁内手続き	情報保有部署への申請など、庁内ルールに則って。	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知	情報を活用したい部署において「依頼の決裁」を取り、情報保有部署に通知 統計的に税情報を利用する旨を明記し、税務部宛での申請を行う。
7. 情報システム関係の庁内手続き	遵守すべき規則や、情報システムの当該データへのアクセス権限設定など。	特になし	特になし	特になし	特になし	税務証明等事務取扱要領

今回いただいた資料では、どの程度までの個人情報を含んだものを想定しているのか明確になっておらず、各施設に通所する人数程度なのか、もっと踏み込んだ情報なのか、あいまいな状況での検討結果であることを申し添えます。